大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年２月24日

大阪広域水道企業団
企業長　竹山　修身

大阪広域水道企業団管理規程第１号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第１条　大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （扶養手当）<br>第41条　扶養手当の月額は、条例第６条第２項第１号に該当する扶養親族については13,800円、同項第２号から第５号までに該当する扶養親族については１人につき6,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については11,000円）とする。<br>２・３　（略） | （扶養手当）<br>第41条　扶養手当の月額は、条例第６条第２項第１号に該当する扶養親族については15,000円、同項第２号から第５号までに該当する扶養親族については１人につき6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち１人については6,500円、職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については11,000円）とする。<br>２・３　（略） |
| （住居手当）<br>第43条　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。<br>(1)　（略）<br>(2)　条例第８条第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）<br>２　（略） | （住居手当）<br>第43条　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第１号又は第２号に掲げる職員のうち第３号に掲げる職員でもあるものについては、第１号又は第２号に定める額及び第３号に定める額の合計額）とする。<br>(1)　（略）<br>(2)　条例第８条第２号に掲げる職員　2,500円<br>(3)　条例第８条第３号に掲げる職員　第１号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）<br>２　（略） |

第２条　大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |

（号給の決定）
第19条　新たに職員となった者の号給は、第16条の規定により決定された職務の級の号給が次条に規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第27条第１項又は第28条第１項の規定により得られる号給とする。この場合において、その者に適用される同表の試験又は職種欄にその者に適用される区分の定めがないとき、又は当該その者に適用される区分に対応する学歴免許等の資格の区分より下位の区分に属する学歴免許等の資格のみをその者が有するときは、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

（再任用職員及び育児短時間勤務職員等の給料月額）
第25条　（略）
２－５　（略）

別表第２　級別標準職務表（第15条関係）

| 職務の級 | 職級 | 標準的な職務 |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| ５級 | 課長級 | 本部の参事又は出先機関の次長の職務 |
| ６級 | 課長級 | １　本部の課長又は出先機関の長の職務<br>２　（略） |
| ７級 | 部長・副理事級 | １　本部の部長若しくは副理事又は相当大規模若しくは相当困難な出先機関の長の職務<br>２　（略） |
| ８級 | 理事級 | 本部の副企業長、技術長又は理事の職務 |

備考
１　「本部」とは、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第２号）第４条に規定する経営管理部及び事業管理部（次項に規定する出先機関を除く。）をいう。
２　（略）

（号給の決定）
第19条　新たに職員となった者の号給は、第16条（職務の級の決定の条）の規定により決定された職務の級の号給が次条に規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第27条第１項又は第28条第１項の規定により得られる号給とする。この場合において、その者に適用される同表の試験又は職種欄にその者に適用される区分の定めがないとき、又は当該その者に適用される区分に対応する学歴免許等の資格の区分より下位の区分に属する学歴免許等の資格のみをその者が有するときは、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

（再任用職員及び育時短時間勤務職員等の給料月額）
第25条　（略）
２－５　（略）

別表第２　級別標準職務表（第15条関係）

| 職務の級 | 職級 | 標準的な職務 |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| ５級 | 課長級 | 本庁の参事又は出先機関の次長の職務 |
| ６級 | 課長級 | １　本庁の課長又は出先機関の長の職務<br>２　（略） |
| ７級 | 次長級 | １　本庁の次長若しくは副理事又は相当大規模若しくは相当困難な出先機関の長の職務<br>２　（略） |
| ８級 | 部長級 | 本庁の部長若しくは理事又は大規模若しくは困難な出先機関の長の職務 |

備考
１　「本庁」とは、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第２号）第４条に規定する経営管理部及び事業管理部（次項に規定する出先機関を除く。）をいう。
２　（略）

附　則

この規程は、平成24年３月１日から施行する。ただし、第２条の規定

は、公布の日から施行する。